

監査報告書

令和2年5月22日

学校法人 川村学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 川村学園

監事

北村浩一



監事

加藤暢一



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人川村学園寄附行為第13条の規定に基づき、学校法人川村学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等閲覧するとともに、会計監査人から会計監査の報告及び説明を聴取し、計算書類について検討するなど、必要と認められる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人川村学園の計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を適正に示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上